

# 外国人看護師ら医療研修

## 全国規模で受け入れ

厚労省

海外の医療従事者の受け入れについて、厚生労働省は二十四日、医師と歯科医師に限られていた医療行為を伴う研修制度を、看護師や救急救命士、理学療法士らにも創設することを決めた。外国人が国内で医療にかかわるには日本の免許が必要で、医師、歯科医師では導入されていた。研修期間や対象職種など制度の詳細について九月までに結論をまとめ、必要な法改正に着手し関係法案を国会に提出する。

海外の医療従事者の受け入れについて、村上誠一郎・規制改革担当相と会談、合意した。看護師や救急救命士、理学療法士らの外国人スタッフがめぐる兵庫県が同県災害医療センターで実務研修を行えるよう政府に構造改革特区の提案をしていた。これを受け、内閣府と厚労省が協議したが厚労省は「人の生命、健康に直接影響を及ぼす医療に係る規制は(特定の地域に限定する)特区制度になじまない」と判断。しかし一方で、日本の技術を海外に伝えることは重要な国際貢献として、全国規模で研修制度を創設することにした。

海外の医師と歯科医師は、指導医のもとで医療行為を行える「臨床修練制度」によって年間数十人が来日している。しかし、看護師や理学療法士などには、こうした研修制度がなかった。

医師・歯科医師に準じた研修制度が創設されることで、海外の看護師らが日本の医療機関で医療行為を伴う研修を行えるようになる。受け入れ人数は未定で、今後、分野の範囲や資格要件などを検討する。厚労省は「日本で得た技術を生かしてもらいたい」としている。

尾辻秀久厚労相が同

範囲や資格要件などを検討する。厚労省は「日本で得た技術を生かしてもらいたい」としている。